

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

高松市丸亀町13番3から8まで並びに3番1から4まで、7、13から16まで及び18並びに今新町1番1、2、17及び19